

【1】 さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

【4】 さくら市介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

◎主な改正内容

改正項目	改正内容
(1) 感染症対策の強化	感染症の発生及びまん延等に関する取組の義務化。3年の経過措置期間を設ける。
(2) 業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても継続的に介護サービスが提供できるよう計画策定、研修、訓練の実施が義務化。3年間の経過措置期間を設ける。
(3) ハラスメント対策の強化	全ての介護事業者の責務として、ハラスメント対策の強化を義務化。
(4) 会議や多職種連携における ICT の活用	各種会議等において感染防止及び多職種連携の観点からテレビ電話等の活用推進。
(5) 利用者への説明・同意等に係る見直し	ケアプランや重要事項説明書等について、説明・同意など書面で行うものについて、電磁的記録を原則認める。
(6) 記録の保存等に係る見直し	介護サービス事業者における記録の保存・交付等について電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化。
(7) 運営規程等の掲示に係る見直し	感染症対策の強化の観点から、事業者内の掲示だけでなく閲覧可能な形でファイル等を備え置くことが可能。
(8) 高齢者虐待防止の推進	利用者の人権の擁護、虐待を防止するため委員会の開催、指針の整備、研修の実施の義務化。3年間の経過措置を設ける。
(9) CHASE・VISIT情報の収集・活用	科学的介護データベースを活用した計画作成、ケアの質の向上。

<p>(10) 質の高いケアマネジメントの推進 【1】のみ</p>	<p>①ケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合の説明。 ②各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合の説明。</p>
<p>(11) 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応【1】のみ</p>	<p>区分支給限度基準額の利用割合が高く訪問介護が大部分を占めるケアプランの点検・検証。</p>